

水田利用再編対策と農地の流動化

和田武利 (福岡県農業総合試験場)

WADA, T. : Land Lease and Reorganization of Land Utilization on Paddy Field

米の過剰問題が起り生産調整が始まったのは1971年からである。1978年から第4期対策として水田利用再編対策が施行され、過去の諸施策より目標面積の割当が厳しくなってきた。それに従って、転作々物の内容も変化し、水田の土地利用の実態も変化してきた。また転作を定着させるため、団地化の施策が推進されてきた。団地化を推進するためには、農地の利用権の移動をはからなければならないが、現実には必ずしも予定どおり利用権が移動しているとは言えない。

1. 米の生産調整の変化と水田土地利用

米の生産調整に伴う福岡県の転作率 (転作面積/水田面積×100) の変化をみると、第1期が16%、第2期7~8%、第3期が6%と減少してきたが、1978年からの第4期水田利用再編対策になって15%から、年々増加し1981年には22%と強化されてきた。

転作々物のうち、特定作物の作付面積は年々増加してきたが、これは割当面積の増加に伴うものであり、その作付割合は1978年から横ばいか減少傾向にある。しかし、個々の作物についてみると、転作々物として最も普遍性があり、しかも土地利用を低下させない大豆は、面積は増加しているものの、その比重は減少している。特定作物で伸びているのは麦である。麦は「みなし転作」であり、夏作の作付は放棄され、土地利用低下の原因になっている。

一般作物は確実に作付割合を減少させており、野菜や花き・種苗のように商品性の高い作物にあつては、高度の技術を必要とするばかりでなく、価格が不安定であるため、大面積に作付することは容易でなく、転作・作物として大きな期待はもてない。

第4期対策で大きく増加したのは、水田預託であり10%から15%に増加しており、そのうちの99%は休耕である。

今後水田の土地利用を低下させないで、水田利用再編対策に対応しようとするれば、大豆の作付を推進することになる。大豆栽培には多くの問題をかかえている。第1は水管理の問題であり、第2は収益性の低さの問題である。水の問題は個別経営では解決できないが、集落等地域的に対応することで、水の調節は容易になる。水の調節が容易になれば大豆の収量も安定してくる。

現在大豆の収量は県平均で138kgに過ぎず、大豆共励会では最高390kgの収量をあげている。この収量で水稲の収益をカバーするわけではないが、大豆の生産には大きな技術差があり、今後大豆の定着をはかるためには、収量の高位平準化技術を開発しなければならない。

2. 水田転作と農地の流動化

水田転作の状況を地域別にみると、北九州市小倉南区の

ように都市化の進んだ近郊地域では、野菜35%、休耕38%、その他27%であり、野菜を安定的に生産するためには休耕地との交換耕作等を進めることが必要であるが、休耕農家は安定兼業農家であり、農地の財産的所有意識が強いため利用権の設定は進んでいない。

畜産農家のいる宗像市Y集落では粗飼料確保のため、畜産農家が転作に対応することから、冬期集落の土地利用については畜産農家に優先的に作付させることで、集落としての土地利用率は高くなっていく。

また、大川市H集落のように土地生産性の高い地域では、いちご、いぐさ等商品作物の生産で、水田転作に対応しているが完全なバラ転であり、個別対応であり利用権の設定はほとんど進んでいない。

遠賀町O集落のような近郊地域では、兼業の内容が他の地域と異なり、しかも水田は水害を受けるような低い場所にあり、転作に対応するには比較的高い場所を選んで転作することになり、中核農家4戸が小規模農家と利用権の設定をし、積極的に規模拡大を進めている。

小都市R集落も水田50haが平坦であり、大豆をバラ転していたのでは湿害で大豆の生産性は低いため、同じ大豆を作るなら非服ごとに水をとめ、団地化して輪換方式を導入し、大豆の安定生産をはかろうということで、互助組織を取り入れると同時に、農地の利用権の設定も積極的に進めている。

第1表 農地の流動化 (小都市S集落) (単位戸)

区 分	~30a	30~50	50~70	70~100	100~150	150~200	計
農 家 数	10	13	14	10	13	7	67
通年貸付農家数	10	6	3	2			21
期間貸付農家数		5	6	2	1		14
通年借地農家数				1	5	3	9
期間借地農家数				1	2	2	5

R集落の利用権設定状況を示すと第1表のとおり、通年貸付農家は1ha未満層であり、30a未満層は全戸が貸付けている、期間貸付農家は1階層上になる。

通年借地農家9戸 (期間借地農家5戸は重複) が、21戸から借地をし規模拡大をはかりながら、転作に積極的に取り組み、地域農業の担い手になっている。

利用権の設定は地域により差がある。その大きな原因は兼業の内容で、安定した恒常的勤務に従事すると積極的に利用権を設定し、兼業の内容が悪いと、農業所得に依存する結果、農地を保有し続ける。